

千葉県一時保護所学習支援業務委託要求水準書

千葉県（以下「委託者」という。）が本業務委託受託者（以下「受託者」という。）に委託する内容は、次のとおりとする。

1 事業名

千葉県一時保護所学習支援業務委託（以下「本委託業務」という。）

2 目的

児童の権利擁護のため、すべての児童に対して、同等の教育を受ける機会を保障することが必要であり、県内の児童相談所に一時保護された児童が過ごす一時保護所において、様々な背景や年齢、学習進度の児童に合わせた学習支援を行うため、本業務を委託する。

3 契約期間

準備期間：契約締結日から令和 7 年 5 月 11 日

業務実施期間：令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日

4 業務内容

千葉県の所管する各児童相談所の一時保護所から要請を受け、一時保護所に学習支援員を派遣し、一時保護所にいる小学 1 年生～高校 3 年生の児童（以下「対象児童」という。）に対し、国語、算数（数学）、理科、社会、英語の教科学習の支援を行う。また、対象児童が 1 人 1 台タブレット型教材を用いることができるよう、専用端末を各一時保護所に貸与する。

5 就業日時

（1）就業日

3 で定めた委託期間のうち、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く毎日とする。

（2）就業時間

学習時間：午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分まで（前後各 30 分を準備時間とする。）

6 就業場所及び各派遣人数見込み、タブレット台数

派遣場所	住 所	派遣人数（見込み）	タブレット台数
中央児童相談所	千葉市稲毛区	6	5 0
市川児童相談所	市川市大和田	5	5 0
柏児童相談所	柏市根戸	5	3 5
銚子児童相談所	銚子市台町	2	1 5
東上総児童相談所	茂原市高師	3	2 5
君津児童相談所	君津市中野	3	2 0
合計		2 4	1 9 5

派遣人数は全体で 24 人とし、各所への派遣数内訳は準備期間に委託者と協議し調整を行うこと。ただし、各所最低 1 名は配置すること。

また、派遣人数の他に責任者を 2 名配置し、委託者と連絡を取ることが可能な体制とすること。

タブレットは年間を通して表記載の台数を用意すること。

7 業務の実施方法

（1）対象児童についての理解

一時保護されている児童は、家庭等で様々な課題を抱えており、かつ家庭や地域から離れた不慣れな場所で生活しているため、不安等から、非常に不安定な精神状態にある。また、児童自身が対人関係や発達上の課題など、複雑な課題を抱えていることも多い。本委託事業実施にあたっては、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、児童一人ひとりの状態に合わせた支援を実施すること。

（対象児童の抱える課題の一例）

知的障害、身体障害、発達障害、トラウマ症状等

（2）業務マニュアル及びタブレット導入配備に係る計画書の作成

適切な業務遂行のため、受託者は、事業開始前に業務マニュアル及びタブレット導入配備に係る計画書を作成し、委託者の確認を受けること。また、受託者は、業務マニュアルに沿った研修を行うなどして、学習支援員に対象児童についての理解の周知徹底をすること。

（3）支援方法

ア 教材

（ア）受託者は、タブレット教材（国数英社理の 5 教科）を対象児童の人数分用意すること。

また、タブレット教材の活用のために必要であれば、Wi-Fi 接続のできる環境を構築すること。

（イ）対象児童の私物及び各児童相談所で用意している教材も併用すること。

イ 指導内容

（ア）タブレット教材及び対象児童の私物及び各児童相談所で用意している教材への取り組みに対して、見守り及び個別指導を行うこと、また一部の児童に対する授業形式での集団指導の実施も可能な範囲で実施すること。（対象児童の状態や感染症等により計画通りに実施できない場合は契約不履行としない。）

(4) 事業実施状況の報告等

ア 受託者は、以下の方法により、事業実施状況を把握すること。

(ア) 学習支援員より日報の提出による報告を受ける。

(イ) 施設訪問により職員から報告を受け確認（年1回以上）。

(ウ) 学習支援員と面談し確認（年1回以上）。

イ 受託者は、委託者へ1か月ごとの実施状況を報告すること。

委託者と事前に協議して定めた報告書を作成の上、電子データにより提出すること。

報告に用いる様式は、事前に委託者の確認を受けること。

8 委託料

(1) 委託料上限額

96,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 支出対象費目

本委託業務に関する以下の費用については、すべて委託料に含まれる。

ア 人件費

謝金、旅費、業務・通勤災害に係る保険料の事業主負担分

イ 事業費

教材費、通信運搬費、その他本事業に関する諸経費 等

9 業務実施上の留意点

本委託業務実施にあたっては、以下内容を留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 学習支援の要件

ア 学習支援員の要件

学習支援員は、教員免許取得者、児童福祉施設勤務経験のある者、家庭教師等学習支援経験のある者等とする。

イ 学習支援内容の要件

学習支援にあたっては、対象児童が一時保護（委託）前に有していた基礎・基本の学力を維持（基礎学力習得が不足している児童には学力向上）できる効果的な内容が実施できること。また、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、対象児童一人ひとりの状態に合わせた支援及び児童相談所職員との連携を行うこと。

ウ タブレット端末の要件

学習専用のタブレットとし、委託者と協議して機能の制限を設けること。

(2) 学習支援員に対する研修を実施していること。

受託事業者は、学習支援員に対し、対象施設への派遣前にグループワーク、ファシリテーション、就労支援・引きこもり・不登校・発達障害や、一時保護されている児童の状態像や児童虐待についての理解、法の趣旨及びその背景等に関する研修などを実施して資質向上を図ること。また、事業開始後も、必要に応じ（委託者からの指示による場合を含む）、適宜実施すること。

(3) 本委託業務の一括再委託の禁止

ア 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

イ ただし、本委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、本委託業務の一部を委託することができる。

(4) 個人情報の保護

ア 個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報保護の措置を講じること。

イ 対象児童に関する情報については、業務遂行に必要な範囲に限り、必要な期間に対してのみ情報提供するものとする。

(5) 守秘義務

「千葉県情報セキュリティ対策基準」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、当該業務に従事しなくなった場合も同様とする。

(6) 被措置児童等虐待※の防止

児童福祉法第 33 条の 10 に定める次に掲げる被措置児童等虐待を防止するため、学習支援員に対して十分な研修と指導を行うこと。また、被措置児童等虐待の疑いのある事案が発生した場合は、状況確認や調査に協力すること。

ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前 2 号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設従業者としての養育又は業務を著しく怠ること。

エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※ 被措置児童等虐待とは、さまざまな事情により家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への一時保護や入所措置等をされた児童（被措置児童等）に対して、施設職員等が行う虐待を指す。

1 0 本委託業務の継続が困難となった場合の措置

委託者と受託者との契約期間において、受託者による業務の継続が困難になった場合は、委託者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

1 1 その他

本書に明示なき事項、本委託業務の遂行上疑義が生じた場合又は事業の遂行にあたり変更が必要な場合は、委託者と協議の上、本委託業務を実施するものとする。